

兵庫県 県政改革方針

令和 7 年 3 月

兵 庫 県

目 次

I	策定の趣旨	3
II	基本方針	4
III	取組期間	4
IV	財政運営	
1	財政フレーム	5
2	行政施策	8
(1)	事務事業	8
(2)	投資事業	8
(3)	公的施設等	9
(4)	試験研究機関	9
(5)	県営住宅事業	10
(6)	教育施策（教育委員会所管）	10
3	収入の確保	11
(1)	県税	11
(2)	課税自主権	11
(3)	諸収入	11
(4)	資金管理	12
(5)	債権管理	12
(6)	県有資産の活用	12
4	公営企業、公社等の運営	13
(1)	企業庁	13
(2)	病院局	14
(3)	流域下水道事業	15
(4)	公社等	15
(5)	兵庫県公立大学法人	17
V	行政運営	
1	組織	19
(1)	本庁	19
(2)	地方機関	19
(3)	教育委員会	20
(4)	警察	20
(5)	その他行政委員会等	20
2	職員	21
(1)	定員	21
(2)	給与	21
3	県庁舎再整備	21
4	新しい働き方の推進	22
5	人材育成	22
6	地方分権への取組	23
VI	不断の改革に向けた取組	25
	（別紙）公社等	26

兵庫県 県政改革方針

I 策定の趣旨

人口減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化等、多くの課題が山積する中、必要なことは失敗を恐れず、新たな挑戦を沸き起こすことである。

山積する課題一つひとつに、のびやかな試行錯誤を繰り返しながら、果敢に立ち向かい、時代を切り拓く「躍動する兵庫」を目指していくことが、県政推進の基本となる。

このため、旧来の手法や慣例、慣習にとらわれず、職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、自律的、多発的に施策・事業の創意工夫や変革の提案がなされるイノベーション型の行財政運営を目指し、新たな改革に挑戦する。

スクラップに重きを置く歳出削減型の改革ではなく、より施策実施の成果を重視し、有効な新たな事業内容や手法への見直しを図る、言わばビルドを重視した改革に取り組む。また、将来世代に課題を先送りすることなく未来志向で解決に取り組む姿勢のもと、これまで県政が培ってきた強みは活かしつつ、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立していく。

この改革を着実に実行し、県民と共にめざす「ひょうごビジョン 2050」の実現に向けた新しい時代の県政を推進して、「誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」の実現を目指す。

Ⅱ 基本方針

次の基本方針に基づき、県政改革を推進するための取組を進める。

1 躍動する兵庫の実現

「ひょうごビジョン 2050」に掲げる「躍動する兵庫」をめざす姿として、その実現に向け次の3つの基本姿勢をもとに県政を推進していく。

(1) オープンな県政の推進

多様化する社会・経済課題への対応は、従来のように県行政のみで完結できるものではなく、民間や、他団体との連携を主軸とし、開放性の高いオープンな県政を推進する。

(2) 「誰も取り残さない」県政の推進

歴史や風土の異なる五つの国から成る兵庫において、都市部や多自然地域など多様な地域に暮らす全ての県民が安心して生活し働き続けられるよう、人に温かい県政を推進する。

(3) 県民ボトムアップ型県政の推進

現場主義を徹底し、県民との対話を広げていくことで、県政をより県民に近い存在とし、より多くの県民の主体的な活動を支え、県民とともに歩む県政を推進する。

2 持続可能な行財政基盤の確立

改革の着実な推進により、収支均衡と将来負担の軽減を図りつつ、時代の変化に的確に対応できる、持続可能な行財政基盤を確立する。

3 イノベーション型行財政運営の実現

職員一人ひとりが行財政運営について自ら考え、各職場から自律的、多発的に業務の創意工夫や変革の提案（イノベーション）がなされる県政を実現する。

(1) 「ビルド」を重視した行財政運営

新たな事業内容や実施手法への見直しに重点を置いた施策の改善を毎年度実施する。

(2) 成果を重視した施策立案手法の導入

データ等の合理的根拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）を原則とし、新規施策の立案にあたり、成果指標、目標、終期、継続基準を定める。

(3) 透明性向上のための外部評価の積極的活用

外部有識者による事務評価の手法を活用し、PDCA サイクルを実現する。

Ⅲ 取組期間

令和 10 年度までの期間

IV 財政運営

1 財政フレーム

財政フレームを策定し、県財政の中長期の見通しを示す。

令和7年度においては、長期金利の上昇が見込まれる一方、税収の改善や経済成長率の上昇が見込まれることなどもあり、令和10年度までの収支不足額は、昨年度の215億円から160億円に改善する見込みである。

しかしながら、震災関連県債や行革期間中に発行した財源対策債の償還が続くとともに、社会保障関係費の増加や長期金利の上昇等の影響により、令和10年度以降も収支不足額が発生する見込みであるなど、引き続き、厳しい財政状況が見込まれる。

また、現時点では新庁舎整備にかかる総事業費が見込めていない状況であり、今後、基本構想の策定を踏まえ、事業の財源も含めて、適切に見込む必要がある。

加えて、海外情勢に目を向けると、アメリカ新政権の経済政策の動向や海外景気の下振れリスク、為替相場の変動など社会経済情勢の先行きは不透明であり、これらの国内経済や税収動向への影響も慎重に見極める必要がある。

このような厳しい状況ではあるが、本県では将来世代に課題を積み残すことのないよう、分収造林事業や地域整備事業会計にかかる多額の債務処理について、抜本的な見直しに着手した。この債務処理に際して、一時的に県債管理基金を財源として活用するが、財政指標への影響も踏まえ、行政改革推進債を活用し、計画的な積戻しを行う。

この他、震災に起因する県債管理基金の積立不足の解消など財政運営上の課題は山積しているが、選択と集中による事業の見直しや公民連携による事業実施手法を積極的に活用するなど、より効果的・効率的な財政運営を行い、今後見込まれる収支不足額の解消に努める。

なお、県立大学の授業料等無償化については、適切な成果指標の設定や効果検証を通じた事業評価を行うとともに、新たな基金の創設など安定的な財源確保にも留意する。

令和7年度以降も様々な状況変化が生じると見込まれるが、それらの影響を適切に財政フレームに反映させることで、県議会や県民との情報共有を徹底しつつ、着実に県政改革を進める。

(1) 財政運営目標

区 分	令和10年度までの目標	最終目標
収 支	収支均衡を目指す	収支均衡
実質公債費比率 (単年度・3か年平均)	21%程度 〔地方債協議制度同意基準(18%)と 早期健全化基準(25%)の中間値(21.5%)未満〕	早期健全化基準(25%)内を 堅持しつつ、18%未満を目指す
将来負担比率	305%程度 〔R3見込(319.7%)をH20～H30行革期間の 縮減率(Δ2.1%/年)並で縮減(305.0%)〕	早期健全化基準(400%)内を 堅持しつつ、280%未満を目指す
経常収支比率	100%未満を維持	100%未満を維持

(2) 財政フレーム及び財政運営指標の見通し

① 財政フレーム（事業費ベース）

（単位：億円）

区 分	R6見込	R7当初	R8	R9	R10	参 考				
						R11	R12	R13	R14	R15
県税等	10,025	10,160	10,285	10,375	10,465	10,540	10,625	10,705	10,780	10,850
地方交付税等	3,880	3,550	3,685	3,860	4,005	4,045	4,030	4,030	4,030	4,025
国庫支出金	2,075	1,745	1,755	1,720	1,760	1,715	1,720	1,750	1,760	1,740
特定財源	6,485	6,825	6,450	5,735	5,130	4,490	4,110	3,870	3,915	3,865
県債	1,305	1,195	1,030	960	975	970	955	955	955	970
行政改革推進債	120	120	120	120	120	120	120	120	120	135
歳 入 計	23,770	23,475	23,205	22,650	22,335	21,760	21,440	21,310	21,440	21,450
人件費	4,735	4,630	4,755	4,640	4,770	4,635	4,745	4,620	4,735	4,700
公債費	2,705	2,775	2,845	2,970	2,935	2,935	2,915	2,865	2,830	2,785
県税交付金	2,045	2,145	2,160	2,175	2,195	2,215	2,230	2,245	2,260	2,275
行政経費	12,125	12,050	11,785	11,340	10,880	10,425	10,025	10,060	10,075	10,140
県債管理基金積立金	120	120	120	120	120	120	120	120	120	135
投資的経費	2,160	1,875	1,720	1,585	1,595	1,590	1,575	1,575	1,575	1,575
歳 出 計	23,770	23,475	23,265	22,710	22,375	21,800	21,490	21,365	21,475	21,475
収 支	0	0	△ 60	△ 60	△ 40	△ 40	△ 50	△ 55	△ 35	△ 25

収支不足総額 △ 160

② 財政運営指標

（単位：億円、％）

区 分	R6見込	R7当初	R8	R9	R10	参 考				
						R11	R12	R13	R14	R15
収支不足額	0	0	△ 60	△ 60	△ 40	△ 40	△ 50	△ 55	△ 35	△ 25
実質公債費比率	18.4%	23.5%	22.5%	23.0%	23.4%	23.9%	23.4%	23.3%	23.0%	22.5%
3 か年平均	17.2%	19.8%	21.5%	23.0%	23.0%	23.4%	23.6%	23.5%	23.2%	22.9%
将来負担比率	312.6%	308.6%	306.9%	299.6%	292.9%	286.1%	279.6%	271.6%	264.3%	256.8%
経常収支比率	99.4%	98.3%	99.4%	98.1%	98.5%	97.2%	98.2%	96.9%	97.6%	97.4%

（参考）新庁舎整備の財政指標への影響【本県実負担額を約500億円～1,000億円と仮定した場合※の粗い試算】

- ・収支への悪化影響は、起債充当残分で125億円～250億円程度、起債償還分で18億円～35億円/年程度
- ・財政指標への悪化影響は、実質公債費比率（単年度）で0.2～0.3％程度、将来負担比率で3.5～7％程度

※ 実負担額に対し一般単独事業債（充当率75％、資金手当）を発行するものと仮定

(3) 債務処理に活用した県債管理基金の積戻しについて

- ① 地域整備・分収造林の各事業の債務処理にあたり、多額の一般財源の捻出が困難なことから、一時的に基金で立替
- ② 基金残高の不足は財政指標の悪化要因であり、計画的な積戻しが急務
- ③ 世代間の公平性の観点も踏まえ、地方債制度の中で発行が認められる行政改革推進債を財源として活用

（単位：億円）

区分	R6	R7	R8	R9	R10	参 考					計
						R11	R12	R13	R14	R15	
県債管理基金積立額	120	120	120	120	120	120	120	120	120	134	1,214

<参 考>試算の前提条件（令和7年度当初予算をもとに以下の前提で試算）

区 分		試 算 方 法									
経 成 長 率	済 率	「中長期の経済財政に関する試算」（R7.1月公表）における過去投影ケースの名目経済成長率									
		区 分	R8	R9	R10	参 考					
						R11	R12	R13	R14	R15	
		名目経済成長率	1.4%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	
県 税 等		前年度見込額×経済成長率									
地 方 交 付 税 等		(1) 基準財政収入額 前年度見込額に毎年度の県税等の増収額の75%等を加算 (2) 基準財政需要額 ① 個別・包括算定経費 前年度見込額に給与（定期昇給等を除く）及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算 ② 事業費補正・公債費 毎年度の算入見込額 ③ その他 地域社会再生事業費等は令和7年度当初予算と同額									
国 庫 支 出 金		社会保障関係費（国制度分）や投資事業費（国庫補助事業）などの事業費に対応した見込額									
特 定 財 源		各種貸付金の償還金などの見込額									
県 債		今後の投資事業量に応じた発行見込額									
人 件 費		(1) 職員給与等 ① 定 員 ○ 一般行政部門の定員は、平成30年4月1日の職員数を基本とした令和7年4月1日の職員数 ○ 法令等により配置基準が定められている定員は、当該基準に基づく配置定員（教職員定数については、生徒数の減に伴う減を見込んでいる） ② 給 与 ○ 令和7年度当初予算時の単価に基づき、定期昇給及び新陳代謝を見込む ○ 人事委員会勧告に基づく給与改定率は、経済成長率の1/3と試算 (2) 退職手当 今後の退職者数の見込をもとに試算									
公 債 費		(1) 起債発行額 今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額 (2) 発行利率 「中長期の経済財政に関する試算」（R7.1月公表）における過去投影ケースの名目長期金利									
		区 分	R8	R9	R10	参考					
						R11	R12	R13	R14	R15	
		名目長期金利	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	
行 政 経 費		(1) 前年度見込額に直近の伸び等を踏まえて試算 (2) 県立大学授業料等無償化事業については、全額、特定財源（県立大学授業料等無償化基金）で実施するものとして試算									
投 資 的 経 費		(1) 地方財政計画の水準を基本に事業費を確保 (2) 新庁舎整備・本庁舎再編については、本庁舎再編に関連する所要見込額を計上。新庁舎整備費用は、現時点では総事業費等が不明なため、財政フレームには反映させない。今後、基本構想等がとりまとめられた時点で、財政フレームに反映。									

2 行政施策

(1) 事務事業

① 一般事業費

限られた財源で最大の効果が得られるよう、事業のスクラップ・アンド・ビルドなど、「選択と集中」を徹底し、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

② 政策的経費

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

見直しに当たっては、単に廃止・縮減するだけではなく、政策課題に対する新たな事業化の検討にも努める。

[見直しの視点]

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置、他の地方公共団体の事業実施水準、事業実績等を踏まえた事業内容の見直し

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ オンライン・ペーパーレス化の徹底など、ICTを活用した行政のデジタル化の推進

カ 事務事業評価の活用による事業コストや成果の検証、民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

キ 国庫補助金等特定財源や自主財源の確保 等

③ 新規施策の展開

社会の変化を捉えつつ、県民と描く兵庫のビジョンのもと、地域創生戦略をはじめ各分野計画の具体化を図り、コロナからの創造的復興をめざし躍動する兵庫の実現にむけた施策を積極的に展開する。

④ 事務事業数

スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業数の見直しを行う。

⑤ 社会保障関係費

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

(2) 投資事業

① 通常事業

ア 補助事業、単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費を設定する。

イ 補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

② 緊急措置事業

ア 防災・減災対策など、本県の喫緊の課題に対し、国庫や地方交付税措置のある県債を活用することを基本に、事業費を確保する。

イ 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

③ 大型投資事業

将来的な財政負担も考慮のうえ、事業計画や事業実施について個別に検討する。

④ 災害復旧事業

災害復旧事業については、必要額を別途措置する。

⑤ インフラ整備の推進

ア ひょうごインフラ整備プログラムや各種分野別計画に基づき、県民ニーズを的確に捉え、頻発化する自然災害や社会基盤を取り巻く課題への対応など、緊急かつ重要な事業への重点化を図り、着実に事業を実施する。

「防災・減災」、「経済」、「持続」、「生活」を視点とし、限られた予算の中、より一層、選択と集中の徹底を図り、計画的に整備を推進する。

イ 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

(3) 公的施設等

① 公共施設等の適正管理の推進

ア 県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策等について人材面・技術面から支援するとともに、市町連携を推進する。

イ 改修・更新時において、感染症対策として抗菌設備等の採用、CO₂排出量を低減した省エネ型設備の導入、多様な働き方に対応した庁舎等におけるテレビ会議スペースなど、新たな社会ニーズに合わせた取組を推進する。

② 民間活力を活かした施設整備や管理運営の推進

ア 公共施設の新設、建替、大規模修繕等の実施にあたっては、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する PFI 制度等の導入を優先的に検討し、民間活力を最大限活かして、より効率的・効果的な施設整備や管理運営を推進する。

イ すべての指定管理施設で原則公募による指定管理者の選定を徹底する。また、指定管理者制度を導入していない県直営施設についても、公募による指定管理者制度の導入を検討する等、民間事業者等の参入を促す取組を推進して競争原理を働かせ、さらなる民間ノウハウの活用により運営の合理化やサービスの向上を図る。

運営にあたっては、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることにより、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

(4) 試験研究機関

各機関の中期事業計画に基づき、先端技術の進展や県民ニーズの変化等を的確に捉えた業務の重点化や、弾力的な研究体制の整備、効率的・効果的な経営手法の徹底を図る。

(5) 県営住宅事業

① 県営住宅管理戸数の適正化

計画的に建替を行うとともに、集約・用途廃止を加速化し、管理戸数の適正化を図る。

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化を推進するとともに、駐車区画数の適正化や入居率の向上を図るなど、県営住宅ストックを有効活用する。

③ 経営の効率化

入居率向上等による使用料収入の確保、民間活力を活用した効率的な管理運営、PFIを活用した建替事業の検討など、経営の効率化を推進する。

④ 新たな施策展開

福祉施策との連携、建替事業における市町との連携、子育て世帯の入居促進など、多様な需要に対応した施策を展開する。

(6) 教育施策（教育委員会所管）

① 「ひょうご教育創造プラン」の推進

「第4期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。

② 公立小・中学校

国の35人学級編制の段階的導入及び小学校4～6年生への教科担任制に伴う加配措置の動向等を踏まえ、「兵庫型学習システム」を推進する。

なお、さらなる少人数教育の充実については、課題となる定数改善や学校整備等を踏まえて引き続き検討する。

③ 県立高等学校

ア 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、これまで取り組んできた学びとともに新たな学びを推進できるよう、魅力と活力あるひょうごの高校づくりを推進する。

イ BYOD（Bring Your Own Device：生徒自身で端末を用意し、学校・家庭での学習に活用すること）による1人1台端末環境での教育を展開できるICT環境整備を推進するとともに、「第Ⅱ期県立学校施設管理実施計画」に基づき、施設の長寿命化改修や空調設備の設置など、安全・安心な環境整備を推進する。

④ 県立特別支援学校

ア 「兵庫県特別支援教育第四次推進計画」及び「県立特別支援学校における教育環境整備方針」に基づき、今後求められる特別支援教育を推進できるよう、学習支援、相談支援、学校間連携などに取り組む。

イ 児童生徒数の動向など地域の実情を考慮しながら、教育環境の整備に取り組む。

3 収入の確保

(1) 県税

① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

(2) 課税自主権

① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、税収動向や充当事業の実績、効果の検証を踏まえ適時見直しを行う。

また、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の実績と効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

② 法定外税等

地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、課税自主権の活用の可能性が拡大するよう国に対し提言しつつ、その活用を検討する。

(3) 諸収入

① 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

② ネーミングライツ

対象施設の拡大や企画提案型募集の開始、イベントスポンサーの募集等により、ネーミングライツの導入を拡充・促進する。

③ 広告収入

県施設や広報紙、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

④ ふるさと納税・寄附等

ア 個人からの寄附（ふるさとひょうご寄附金等）

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、本県ならではの魅力的な返礼品の充実、効果的な広報・PRを展開する。

イ 企業等からの寄附（企業版ふるさと納税等）

企業に兵庫県の地域創生の取組への参画を促す魅力ある対象事業を充実させるとともに、本県にゆかりのある企業等への積極的な営業活動を展開する。

(4) 資金管理

① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化や SDGs 債の活用など、多様な調達手段を確保する。

② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、歳計現金の収支状況に留意しつつ、保有する資金の安全かつ有利な運用を行うとともに、グループファイナンスの積極的な活用など、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

(5) 債権管理

各部局の債権管理委員会において、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

(6) 県有資産の活用

① 長期保有土地の処理

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

[処理の基本方針]

ア 庁内、公社等での利活用

イ 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付

ウ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本

エ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として当面の間適正管理

オ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

② 県有環境林の適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

③ 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

④ 公舎

公舎について、入居率の動向や地域性等を踏まえ、公舎間の相互利用を図りながら、必要な見直しを図るとともに、計画的な維持管理を適正に行う観点から、入居料の改定を行う。

4 公営企業、公社等の運営

(1) 企業庁

① 経営改革の推進

兵庫県企業庁経営戦略に基づき、経営環境の変化に応じた経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

ア 経営状況の評価・検証

事業ごとに策定する投資・財政計画や評価指標等に基づき、中長期的な視点も含め、経営状況の評価・検証を行う。

イ 経営情報の透明性向上

資産評価の適正化や財務情報の適切な提供など情報の透明性の向上を図る。

② 地域整備事業

ア 会計の抜本的見直し

- ・ 地域整備事業の展開に区切りをつけることとし、企業債償還が完了し、主要な分譲事業が概ね進捗する令和 20 年度を目途に会計の収束を目指す。
- ・ 上記方針のもと、個別の資産および事業等の収束方針を明確にするとともに、検討すべき課題・論点の整理に向け、県全体の視点で取り組む。
- ・ 取り組むにあたり、地元関係者等との丁寧な調整も含め、慎重に議論を進める。

イ 個別事業の展開方策の検討

(7) 淡路夢舞台

- ・ 大阪湾ベイエリアの新たな展開を見据え、地域の活性化を牽引する拠点として淡路夢舞台を創造的に再生する。
- ・ ホテル等の企業庁保有資産については、維持管理・運営に民間活力を導入することとし、「資産譲渡」又は「運営権設定」を基本に検討を進める。
- ・ 公の施設群についても、既存の利用形態にとらわれず今後のあり方を検討する。その際、夢舞台としての一体的運用に意を用いる。
- ・ 運営手法の決定にあたっては、淡路夢舞台の地域における公益的意義に留意するとともに、従業員の雇用確保を基本とし、関係者の意見も踏まえつつ丁寧に議論を進める。

(4) 播磨科学公園都市

- ・ 県、地元市町、有識者等による協議会において、新たな都市のあり方について検討を進める。
- ・ 「まちびらき 30 周年（令和 9 年度）」を目途に、持続可能な都市運営に向けた基本的な方向性をとりまとめる。

ウ 企業債償還財源の確保

目前の資金ショートを回避するとともに、令和 11 年度以降の企業債償還のピークを見据えつつ、今後の資金不足対策を明らかにする。

(7) 一般会計との貸借関係の整理（令和 11～15 年度）

- ・ 一般会計及び地域整備事業会計の資金状況を見極めつつ、着実に整理を進める。
- ・ 企業会計から一般会計への貸付残高：200 億円（令和 6 年度末時点）

(イ) 進捗調整地の活用・処分（～令和9年度）

財源確保をはじめ公益性の発揮等の視点を踏まえつつ、県全体の視点から活用・処分の方策を検討する。

- ・ 具体的な活用が見込める土地については、事業による公益的な意義や収支見込のほか、地元の意向も踏まえ、産業団地化を進める。
- ・ 具体的な活用が見込めない土地で過去の取得経緯に鑑みて、「土地開発公社による先行取得状態が継続している」と評価できるものについては、交付税措置のある有利な地方債（地域活性化事業債）を活用のうえ、県有環境林として簿価で移管する。
- ・ 播磨科学公園都市については、「都市のあり方検討」作業に併せて検討する。

<進捗調整地の地区と具体的な方向性>

地 区	具体的な方向性
ひょうご情報公園都市第2期エリア	立地ニーズが高く、民間開発の意向もある。雇用、税収等の地域活性化への貢献が見込まれ、地元の意向も強い。公民連携（県・市・民間）による産業団地化を進める。
ひょうご情報公園都市第2期エリア外	過去の取得経緯等に鑑み、県有環境林として簿価で移管する。 ※知事部局からの依頼に基づき土地開発公社が先行取得し、その後企業庁が簿価で買い戻した経緯を踏まえると、公社による先行取得状態が継続していると評価できる。
矢野・小犬丸地区	
播磨科学公園都市第2、3工区	時価評価の上、当面の間事業用地として保有。新たな都市のあり方についての検討結果を踏まえて、活用・処分方策を定める。

(ウ) 企業庁他会計からの資金融通（令和11～15年度）

地域整備事業会計の資金状況を踏まえつつ、企業資産運用事業会計等から余剰資金を融通する。

(エ) 保有資産の整理

令和20年度の会計の収束も視野に入れつつ、それぞれの事業の特性に応じ順次資産の整理等を進める。

(2) 病院局

① 経営改革の推進

「第5次病院構造改革推進方策」に基づき、DPC対応力強化や診療機能に見合った収益確保策を推進するとともに、物価上昇等により増加するコストの節減に努め、経常赤字の縮減を図る。

また、圏域ごとの医療需要を考慮した上で、適切な役割を果たすための抜本的な経営改革を検討・実施する。

② 医療の質の更なる向上

ア 診療機能の高度化

必要な医療機器の整備や診療機能・体制の拡充等により、診療機能の高度化を推進する。

イ 機能分化・連携強化

進行中の統合再編・建替整備を着実に推進し、高度専門・特殊医療の更なる充実を図る。各病院が担うべき役割や機能を明確にし、必要に応じた診療機能の最適化や関係機関との連携強化を推進する。

ウ 平時を含む新興感染症等への対応

兵庫県感染症予防計画を踏まえ、新興感染症流行時に医療を必要とする全ての県民が必要な医療を受けられるよう、重症患者等への重点化を基本とした役割の確実な遂行に取り組む。

③ 運営基盤の強化

医師に対する時間外労働上限規制の適用を踏まえ、働き方改革を進めながら、政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

(3) 流域下水道事業

① 自立・安定的な経営の確保

「兵庫県流域下水道経営戦略」のもと、中長期的な視野に基づく計画的な経営を推進する。

② 持続可能な事業運営の推進

ア 施設更新・維持管理については、経営戦略等の計画を踏まえ、計画的・効率的に推進する。

イ 国提案や下水道協会要望などの機会を最大限に活用した要望活動の継続的な実施により、必要な予算の確保につなげる。

(4) 公社等

① 公社等のあり方の見直し

各団体の改革の基本方向は別紙のとおりとする。

なお、今後も社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間活力の積極的活用や民間との役割分担を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

ア ひょうご農林機構の分収造林事業の今後のあり方

(7) 債務整理

県民負担を軽減する観点から、日本政策金融公庫からの貸付金については県からの直接貸付への切り替えを実施した上で、農林機構から県への弁済が見込めない部分については速やかに県が債権放棄を実施する。

(4) 新たな森林管理スキーム

現行の事業スキームによる分収造林事業は事実上破綻しており、事業からの撤退後も引き続き分収林を適正管理するため、分収林契約から早期に新たな森林管理スキーム（民間経営または公的管理）に移行する。

a 新たな森林整備手法

分収林を収益性や森林の状態から、伐採林、保育林、自然林に区分し、それぞ

れに見合った手法及び財源により森林整備を進めるとともに、特に、伐採収益が期待できない森林（保育林）は、公益的機能が強く管理コストが低い針広混交林に誘導する。

ｂ 新たな森林管理主体

森林法に基づき林業事業体が管理主体となる「森林経営計画制度」と、森林経営管理法に基づき市町が管理主体となる「森林経営管理制度」を２軸とした森林管理を進める。

特に、市町管理となる森林経営管理制度は、人材面、財政面から市町業務の負担となっていることを踏まえ、県が主体的に関与し、森林経営管理制度の業務を相談・受託できる体制を構築する。

(ウ) 組織体制

農林機構がこれまで培ってきた知識・経験を活かしつつ、県民負担をできる限り抑制する観点から、新たな森林管理スキームを推進する新組織を県とともに設置する。

併せて、新たな森林管理スキームを担う分収林部門と、その他の森林整備部門とが一体的に県内の人工林管理を適正に進められるよう、マネジメント機能を強化する。

② 公社等の運営の見直し

真に遂行すべき事業に重点化を図るとともに、執行体制等を見直し、運営の更なる効率化を図る。また、運営の透明性の向上に向けた取組を推進する。

ア 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

イ 職員数の見直し

環境の変化や、公社等の職員構成等の個別事情等を踏まえ、職員を適正に配置する。

ウ 給与の見直し

県の取組を踏まえつつ、公社等の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

エ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の検証や指定管理施設の原則公募化、事業の重点化等により、公社等への県財政支出の見直しを行う。

オ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

③ 第三者委員会による点検・評価

外部有識者等で構成する第三者委員会において、専門的見地から公社等の運営等に対し、指導・助言等を行う。

(5) 兵庫県公立大学法人

① 魅力ある大学づくりの推進

ア 第三期中期目標の達成に向けた取組の推進

兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学の2大学がそれぞれの特色を生かしつつ、相乗効果を発揮できるよう、円滑な運営を推進する。

イ 兵庫県立大学

(7) 教育・研究充実のための大学改革の推進

兵庫県立大学のビジョン2036の実現に向け、第三期中期計画に定める取組を実施し、学部・学科の改編検討などの大学改革を推進する。

(4) 産学官連携など社会貢献の充実強化

リカレント・リスキリング教育等の充実や研究成果の社会実装の強化など、社会貢献機能強化に向けた取組を推進する。

ウ 芸術文化観光専門職大学

(7) 芸術文化及び観光の双方の視点を活かした教育・研究の推進

芸術文化観光専門職大学のビジョンの実現に向け、第三期中期計画に定める取組を推進し、地域に根ざした教育研究活動を展開する。

(4) 大学を核とした地域連携による社会貢献の推進

地域の企業・団体、行政、地域住民等多様な主体と協働しながら社会貢献に関する取組を推進する。

② 自律的、効率的な管理運営体制の確保

ア 一法人複数大学制による運営の実施

両大学の情報共有や経営資源の相互利用などの連携を進め、教育・研究・社会貢献の各分野における高度化や相乗効果を発揮させる。

イ 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

理事長、学長の連携を強化しながら、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

ウ 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要な人材を確保し適正に配置する。また、人員配置の適正化や教職員の任用形態の多様化の検討を行う。

エ 持続可能な財務構造の維持

設置者である県からの運営交付金等の算定基準に基づく適切な財務管理を行うとともに、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

③ 高等教育の負担軽減

ア 県立大学の無償化

兵庫の若者が、学費負担への不安なく安心して希望する教育を受けることができる仕組みづくりを目的として、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学において、県内在住者の授業料等を無償化する。

イ 無償化の事業評価

適切な成果指標の設定や効果の検証を行いつつ、5年程度毎を目途に事業評価を行う。

ウ 無償化事業の安定的な財源確保

評価までの間、各年度の事業費を安定的に確保するため、県において決算剰余金等を活用し、一定規模の財源を確保した基金を造成する。

V 行政運営

1 組織

(1) 本庁

① 部

現行 12 部体制を基本とし、引き続き、政策課題への的確な対応や、所掌範囲と責任の所在の明確化、施策の効果的かつ効率的な執行を図る。

② 局・課室

部長を中心とする責任体制を構築し、責任所在の明確化と柔軟に課題対応するため、「部-課」制を基本としつつ、必要に応じて部の下に「局（室）」を設置する。

また、臨時的又は時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するために設置しているタスクフォースは、進捗に応じて整理・見直しを図る。

ア 局

業務の性質上必要な場合は、部の下に「局（室）」を設置する。

イ 課室

(ア) 多様化・複雑化する行政課題に、的確かつ迅速に対応するとともに、総務事務等を集中的に処理できる効率的な規模となるよう課室の大括り化を実施する。

(イ) ボトムアップ型県政の推進には、各部の政策立案・調整機能の向上が必要であることから、見直し後の各部に総務担当課を設置し、総務機能を強化する。

(ウ) その他、政策課題への適切な対応を図るため、施策推進に応じて、新設・再編を行う。

③ 本部体制

横断的な政策課題に柔軟かつ機動的な対応を図るため、本部体制を積極的に活用しつつ、必要性の低下した本部は見直し（統合、再編、廃止）を図る。

(2) 地方機関

① 県民局・県民センター組織の見直し

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

なお、県民局・県民センター体制のあり方については、引き続き、見直しを検討する。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神南県民センター・阪神北県民局の統合方針」に基づき「阪神県民局」としての統合に向け取り組んできたが、本県の財政状況やコロナ禍による働き方の変革などを踏まえ、伊丹庁舎の整備及び阪神県民局としての統合は一旦凍結し、「阪神県民局」としての統合は、これまでの統合方針やコロナ禍に起因する社会環境の変化等も踏まえながら、県民局・県民センター体制の見直しの中で検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所については、地域の特色を活かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。

なお、県民局・県民センター体制の見直しに合わせ、人口減少、広域課題への対応なども踏まえた見直しを検討する。

② その他地方機関

- ア 特定の行政課題に的確に対応できるよう、効率的・効果的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図られる体制とする。
- イ 中核市への児童相談所の移管の働きかけや、中央こども家庭センターの現地建替、移転については、引き続き検討する。

(3) 教育委員会

① 本庁

「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進するため、高等学校教育、義務教育、特別支援教育などにおける教育課題等に横断的に取り組める体制の構築に取り組む。

② 教育事務所

6 教育事務所体制を基本とし、複雑化する学校課題（いじめや不登校、体罰や教職員の非違行為、保護者対応等）に対し、効果的・機動的に市町教育委員会や市町立学校への支援をするため、「学校問題サポートチーム」をはじめとした組織的な取組を実施する。
なお、市町との役割分担等を踏まえつつ、あり方については引き続き検討する。

③ その他

今後一層期待される生涯教育や生涯スポーツの発展に対応できるよう、教育委員会と知事部局との役割分担を踏まえた推進体制の構築を検討する。

(4) 警察

① 警察本部

治安情勢の変化等を踏まえ、専門的かつ広域的に対応できる体制の整備と充実を図る。

② 警察署等

治安情勢の変化等を踏まえ、効率的かつ効果的に治安維持活動を行える体制の整備と充実を図る。

(5) その他行政委員会等

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、引き続き、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

2 職員

(1) 定員

① 職員

- ア 一般行政部門については、平成 30 年 4 月 1 日の職員数を基本としつつ、新たな行政課題・行政需要の変化に的確に対応できる業務執行体制を確保する。
- イ 定年引上げ期間中においては、一定の新規採用を継続的に実施するとともに、定年引上げに伴い 60 歳以降も働く職員の幅広い職務における活躍を促し、かつ、その多様な知識や経験を積極的に活用する。
- ウ 今後の管理監督職を担う中堅層（30、40 歳代）の職員が少ない状況を踏まえ、年齢構成の平準化に向け、経験者採用を積極的に活用するなど必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する。
- エ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。
- オ 法令等により原則として配置基準が定められている警察官、教職員、医療職員、児童福祉司等について、基準に基づき適正に配置する。

② 会計年度任用職員

- スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、業務のデジタル化等による業務改革を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。

(2) 給与

① 特別職

- ア 本県の財政状況を踏まえ一定の給与抑制措置を行う。
- イ 給与制度について、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

② 一般職

- ア 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえた見直しを行う等適切に対応する。
- イ 定年引上げ後の 60 歳に達した職員の給与等について、国及び他の地方公共団体との均衡等を踏まえ、適切に対応する。

3 県庁舎再整備

(1) 機能的でコンパクトな新庁舎整備

災害時の対応力強化・質の高い行政サービスの提供に向け、防災機能や働き方改革を志向した機能的でコンパクトな新庁舎整備に着手するとともに、元町地域全体のにぎわいづくりを検討する。

(2) 暫定的な本庁舎再編

耐震性が不足する県庁 1・2 号館で勤務する職員の早期の安全確保の観点から、暫定的な本庁舎再編を実施する。

4 新しい働き方の推進

新しい働き方推進プランに基づく5つの取組を推進し、多様なライフスタイルや状況に応じて働き方を選択できる働きやすい環境や、風通しがよく自由に意見を交わせる環境を整えることにより、県庁の組織パフォーマンスの最大化を図り、県民本位で質の高い行政サービスを実現する。

(1) 柔軟で多様な働き方の推進

テレワークの環境整備やフレックスタイム制による勤務時間の弾力化により、職員一人ひとりのライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方により、効率的・効果的な行政運営を推進する。

(2) 休暇・休業制度の活用促進

年次休暇を取得しやすい環境整備や、特定職員に依存しない業務体制づくり、男性職員による育休取得を推進し、育児・介護等と仕事の両立を支援するとともに、男女がともに活躍できる職場づくりを推進する。

(3) 超過勤務の縮減

超過勤務縮減の目標設定と事務負担の平準化や、業務の縮減・効率化を推進し、生み出した時間を活用して企画・立案など創造的な業務の充実や職員のワークライフバランスの向上を図る。

(4) ICTを活用した業務改革の推進

ペーパーレスの更なる推進やICTスキルの向上・支援体制の構築、行政手続の簡素化・オンライン化により、県民等の利便性向上と職員の業務効率化を推進する。

(5) 職員の意識改革・職場風土の醸成

職員のモチベーション向上と風通しのよい職場づくりや、組織的な取組を促進する体制・仕組の構築、職員の意見や要望等の反映により、職員の意識改革や職場風土の醸成を進め、全庁が一丸となって新しい働き方を推進する。

5 人材育成

新たな人材育成に関する基本方針を策定し、「求められる職員像」を定めるとともに、その実現に向け、採用、育成、配置、評価、処遇といった人事施策全般を通じた総合的な人材育成に取り組む。

(1) 優秀で多様な人材の確保

- ① 優秀で多様な人材の確保に向け、職員採用試験の見直しや採用広報活動の強化を行う。
- ② 多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくため、外部の優れた知見や民間ノウハウが活かせる分野・事業において、民間人材の県政への参画を積極的に促進する。

(2) 職員の能力向上

- ① 各職場における効果的なOJTの実施や、時代に即した研修計画の見直しを行うとともに、職員の能力向上に配慮したジョブローテーションを実施する。

- ② 職員の知識・経験の幅を広げるとともに、新たなネットワーク形成を進めるため、民間企業等との人事交流を積極的に推進する。

(3) 職員の意欲と適性を踏まえた人事配置

- ① 職員一人ひとりが高いモチベーションを保ち、最大限の能力を発揮していくため、庁内公募を実施するなど職員の自律的なキャリアビジョンを踏まえた人事配置を推進する。
- ② 専門的な知識や経験が必要な特定の業務分野については、スペシャリストを計画的に育成する人事配置を推進する。

(4) 職員の挑戦と成長を促す人事評価

職員にチャレンジングな業務への挑戦を促し、勤務実績を踏まえた適切なフィードバックを行う等、職員の更なる成長とモチベーションの向上に繋がる新しい人事評価制度を導入する。

(5) 女性活躍の推進

女性ロールモデルの情報発信や女性職員同士のネットワークづくり、キャリアアップ研修の充実等により女性職員のキャリア形成を支援するとともに、積極的な登用を行う。

6 地方分権への取組

(1) 地方分権改革の推進

- ① 国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、自治立法権の拡充・強化や地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。
- ② 地方税財源の充実強化に向け、地方一般財源総額の充実確保、地方税体系の抜本的な見直し、デジタル変革の加速や脱炭素社会の実現に向けた税財政措置等を要請する。
- ③ 市町における専門人材の確保育成を図るため、人事交流や併任等を必要に応じて実施し、市町の意向や受入体制を勘案しつつ、県から市町への権限移譲を推進する。

(2) 関西広域連合による取組の推進

- ① カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施する。
- ② 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症に備えた対策の充実・強化を図る。
- ③ 構成府県市の公設試と域内大学・研究機関など多様な機関との連携による「関西広域産業共創プラットフォーム事業」を推進し、中堅・中小企業の事業化支援など関西の産業力強化に取り組む。
- ④ 2025年大阪・関西万博に向けた取組、ワールドマスターズゲームズ2027関西JAPANの開催への機運醸成等について、構成府県市で連携協力し対応する。
- ⑤ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。

- ⑥ 第5期広域計画に基づき、広域課題解決に向けた対応の更なる深化を図るとともに、経済界や国、市町村など様々な主体と連携しながら、関西全体の活性化に取り組む。

(3) 規制改革の推進

- ① 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。
- ② 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上、行政のデジタル化の推進につながる行政手続の簡素化等に取り組む。

VI 不断の改革に向けた取組

1 ひょうご事業改善レビューの実施

イノベーション型の行財政運営の実現を目指す取組の一環として、「ひょうご事業改善レビュー」を実施し、外部有識者の意見等を踏まえて施策改善を図る。また、結果を公表することで県政の透明性を高め、県民ボトムアップ型県政を推進する。

2 県政改革方針の見直し

県政改革方針の見直しにあたっては、県議会、市町、関係団体、その他広く県民に対して丁寧な説明を行い、幅広い意見を取り入れながら、不断の改革に取り組む。

(別紙) IV財政運営 4 公営企業、公社等の運営 (4)公社等

団体名	内容
(公財) ひょうご震災記念21世紀研究機構	・巨大災害に対する備えの強化やパンデミックに対する防災研究適用に関する研究調査を中心に研究領域の重点化及び情報発信を推進 ・創造的復興の理念や歩みを世代や地域を超えてつなぐ情報発信を充実強化 ・人と防災未来センターについて、全国の自治体と連携したより実践的な防災担当職員向け研修の実施等による防災人材育成や、企画展の開催による展示内容の充実等を通じた効果的な情報発信を推進 ・こころのケアセンターについて、こころのケアに関する専門的な相談・診療を通して、実践的な調査・研究を行い、災害時に迅速な対応や県内発災時の支援体制の強化ができるよう体制整備を図るとともに、得られた成果を国内外に広く発信
(公財) 兵庫県人権啓発協会	・若年層や働き盛り世代等のターゲットに応じた啓発など、多様化する人権課題に対応できるよう、より効果的な啓発事業を実施
(公財) 兵庫県丹波の森協会	・指定管理者施設の公募に伴い県関与の度合いが低くなることから、自立した運営体制への移行に向けてあり方を検討
(公財) 兵庫県生きがい創造協会	・経営改善に向けた取組を推進するとともに、受講者ニーズ、社会潮流を捉えた事業の見直しや、あらゆる世代を対象とした多様な学習機会の提供を推進
(公財) 兵庫県芸術文化協会	・事業収入の確保、企業協賛、各種助成等の獲得により自主財源確保を推進 ・兵庫県民会館の耐震診断の結果を踏まえ、協会が兵庫県民会館で展開している事業のあり方を検討
(公財) 兵庫県青少年本部	・他団体等と積極的に連携しながら、時代に即応した新たな課題に対応することにより、次世代を担う子ども達を育む持続可能な社会づくりを推進
(公財) 兵庫県スポーツ協会	・アーバンスポーツ等の振興や、ICTを活用したトレーニングなどのスポーツのDX化、スポーツツーリズムの推進などを関係機関と協力して実施 ・スケールメリットを活かした安定的な給食物資の供給を行うとともに、地産地消を含めた「食育」の支援や「食とスポーツ」に関する情報発信を実施し、学校給食・食育支援事業を推進
(公財) 兵庫県住宅再建共済基金	・共済事業による災害時の早期生活再建や地域再生を図るため、加入促進への取組を実施 ・制度創設以来、南海トラフ地震等の被害想定の見直しや被災者生活再建支援制度の充実等の状況変化がある中で抜本的な見直しを行ってこなかったこと、また現行の制度設計では支払い能力を上回る大規模災害が発生した際に、県が大きな負債を抱えるリスクがあることから、給付金の支払い限度額の設定などを含め今後のあり方について、有識者にも諮りながら県において検討し、年内を目途に報告のとりまとめを実施
(社福) 兵庫県社会福祉協議会	・新型コロナウイルス感染拡大に伴い実施された生活福祉資金特例貸付の債権管理等にあたり、償還免除や生活再建支援などを適正に実施 ・市町社協・民間福祉事業者への支援など、全県的な地域福祉を推進 ・福祉・介護人材の確保と育成・定着及び資質向上を推進 ・ボランティア活動への支援を推進
(社福) 兵庫県社会福祉事業団	・福祉介護医療人材について、多様な人材の確保・育成・定着に向けた取組を推進 ・障害者更生センター（浜坂温泉保養荘）について、学識者、福祉関係団体、地元自治体等で構成する検討会において、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後の方向性について検討

団体名	内容
(公財) 兵庫県健康財団	・県内全域で健診事業・保健指導事業を実施し、健診受診率の向上、疾病の早期発見・早期治療に寄与 ・社会全体で健康づくりを支援するため、県民全体で取り組む「健康ひょうご21県民運動」を推進 ・健康道場については、開設初期の目的は一定達成したと考えられることや道場長の高齢化及び後継者の不在、施設の老朽化等から、令和7年度末の廃止に向けて調整
(公財) ひょうご産業活性化センター	・企業の取組段階に応じたきめ細やかな伴走支援によるプッシュ型の支援や、「中小企業支援ネットひょうご」の中核機関として、関係団体との連携強化による総合的な中小企業施策を展開
(公財) 計算科学振興財団	・国の進める次世代計算基盤の開発状況を注視しながら、スーパーコンピュータの産業利用や、研究機関等による共同研究の促進など、継続的な施策の展開により、スーパーコンピュータを活用した産業や計算科学振興を推進 ・FOCUSスパコン利用料収入の安定的確保や補助金等の外部資金の獲得、経費削減に注力し、事業収支差額の積立によりFOCUSスパコンの適切な整備更新を推進
(公財) ひょうご科学技術協会	・関係団体との緊密な連携による中小企業支援に向けた取組を推進 ・理化学研究所が検討する新たな産業利用制度と連携し、中小企業等を中心とするSPring-8の利用を促進
(公財) 兵庫県勤労福祉協会	・ワーク・ライフ・バランス関連事業の取組を推進するほか、企業支援機関等との連携を強化し、多様な企業ニーズに対応した企業向け支援を充実 ・県主催の合同就職説明会に、SDGs認証や奨学金返済支援制度導入企業の参加を促進するため、優れた県内企業のPRを展開
(公財) 兵庫県国際交流協会	・国際交流事業基金の活用と今後の収支見通しを踏まえた持続可能な協会運営を検討 ・海外事務所について、民間等の他の団体との連携が期待できるなどの情勢変化を踏まえ、事務所毎に廃止も含めて検討
(公社) ひょうご観光本部	・自主財源の確保として、DMOとしての財源確保策も含め、国庫等補助金の確保、市町・DMOとの連携事業での分担金確保、企業連携や会費・広告収入等での収益確保等の対応を推進
(公社) ひょうご農林機構	・分収林契約を終了して新たな森林管理スキームに移行後も森林を適正に管理するため、組織のマネジメント機能を強化
(公財) 兵庫県営林緑化労働基金	・林業労働者の新規参入の促進及び定着を図るとともに、退職一時給付金事業未加入の林業事業体や就労者に対し加入の働きかけを推進
(公財) ひょうご豊かな海づくり協会	・適切な資金運用の実施及び種苗販売による収入増やコスト削減の取組を推進
(公財) ひょうご環境創造協会	・世界的課題である地球温暖化対策について、カーボンニュートラルセンターの運営を通じて、地域主導による脱炭素の取組を推進
兵庫県土地開発公社	・播磨臨海地域道路の事業推進をはじめとした国・市町・他機関等の行政需要を踏まえ、県・公社全体の用地取得業務や体制のあり方を検討

団体名	内容
但馬空港ターミナル（株）	・「コウノトリ但馬空港のあり方懇話会」の中間報告における現状及び課題を踏まえ、今後、将来の但馬空港に求められる役割を整理した上で、但馬空港のあり方および具体的な取組方策を検討
（公財）兵庫県まちづくり技術センター	・社会基盤整備を巡るニーズの変化に応えた事業展開や高度な技術力を有する技術支援団体としての機能強化など、引き続き不断の取組を推進するとともに、これを可能とするため、持続可能な職員の確保策を新たに検討
兵庫県道路公社	・広域的な基幹道路ネットワークを担っている公社管理道路である播但連絡道路及び遠阪トンネルにおいて、安全・安心で快適な道路環境の確保に向けた取組を実施
ひょうご埠頭（株）	・蓄積資金（剰余金）を活用して、県が計画していた港湾施設の整備・修繕の一部を計画的に実施
新西宮ヨットハーバー（株）	・民間企業が主体となった経営体制への移行や、大学ヨット部の活動支援等の継続など、関係機関への調査等を実施し、県関与のあり方や手法について検討
（公財）兵庫県園芸・公園協会	・「県立都市公園のあり方検討会」の報告を踏まえ、樹木管理や利用者参画機会のさらなる充実、新たなパークマネジメント手法の導入を推進
兵庫県住宅供給公社	・県営住宅の指定管理業務が民間事業者に決定したことを踏まえ、早期に事務を引き継ぎ、令和7年度から組織のスリム化を実施 ・子育て世帯に対する住み替え支援・家賃助成・リノベーションや、公社ノウハウを活用した県営住宅の建替・計画修繕及び市町営住宅整備に係る技術支援を実施するとともに、民間不動産事業者との連携強化やDX化の検討等による経営健全化に向けた取組を推進
（公財）兵庫県住宅建築総合センター	・県・市町、関係団体と連携し、マンション管理の適正化の支援の充実や、建築物の省エネ化に向けた支援、申請手続等のDX化の推進を検討するとともに、関係団体等との連携強化による計画的な人材確保を推進
（株）夢舞台	・淡路夢舞台の創造的再生に向けた新たなデザイン及び運営方針（案）の策定に向け、今後のあり方及び運営体制の検討、関連課題の整理、地元関係者・関係機関等との調整を実施
（株）ひょうご粒子線メディカルサポート	・設立目的の粒子線医療の普及は一定達成し、新たに薬機製造承認を得たDX機器販売を中心とした新事業展開を図るため、株式売却により民営化